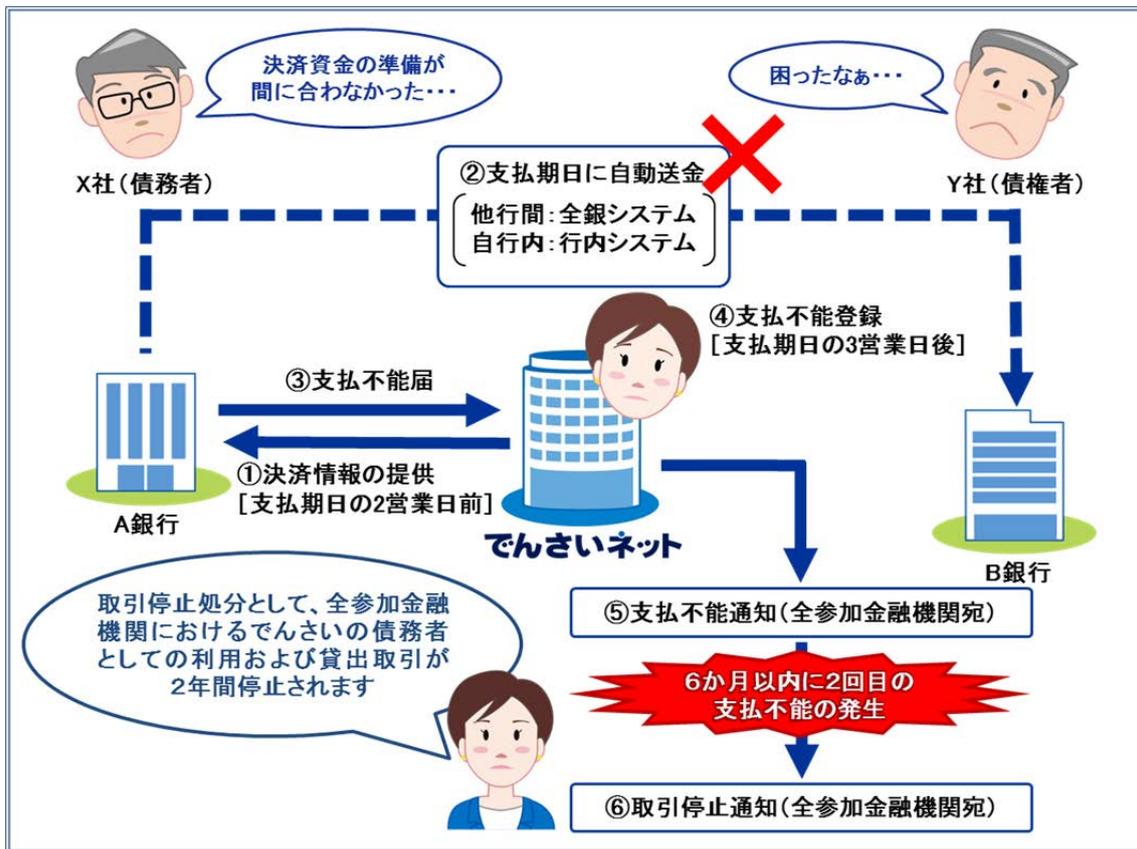


でんさいの支払不能処分制度



でんさいネットでは、利用者の皆さまに安心してでんさいをご利用いただくため、支払不能処分制度を設けております。



<支払不能処分制度概要>

◇支払不能通知

支払期日にでんさいの支払いがされない場合、第0号支払不能事由である場合を除いて、当該でんさいの債務者に支払不能が生じた旨およびその事由が、支払不能通知として全参加金融機関へ通知されます。

※支払不能事由・概要

支払不能事由	概要
第0号支払不能事由	債務者の信用に関しない事由(債権者同意による支払猶予等) 支払不能処分を科すことが不適切な事由(破産手続開始決定等)
第1号支払不能事由	債務者の信用に関する事由(資金不足、債務者口座なし等)
第2号支払不能事由	第0号・第1号以外の事由(契約不履行、不正作出等)

◇取引停止処分

第1号支払不能事由および第2号支払不能事由(異議申立が受理された場合を除く)による支払不能が、6か月以内に2回発生した場合は、取引停止通知が全参加金融機関に通知され、取引停止処分が科されます。

取引停止処分が科された利用者は、2回目に支払不能となったでんさいの支払期日から起算して2年間、全参加金融機関におけるでんさいの債務者としての利用および貸出取引が停止されます。

◇異議申立

第2号支払不能事由となるでんさいの債務者は、支払期日までの日時であって、かつ、窓口金融機関が定める日時までに、でんさいの債権金額と同額の金額を異議申立預託金として預け入れることで、取引停止処分の猶予を求める異議申立をすることができます。

なお、異議申立が受理された場合、支払期日に支払いされないことによる支払不能通知の対象とはなりません。

※異議申立預託金に関する特例

第2号支払不能事由が、でんさいの不正作出(なりすましや不正アクセスによる電子記録)である場合は、異議申立預託金の預け入れの免除を申請することができます。なお、当該申請はでんさい事故調査会により認められた場合に適用されます。

◇でんさい事故調査会

でんさいの不正作出等、利用者の申立に対して第三者の公平な判断が必要とされる場合に、専門的知識を有する者(主に社外有識者)が公正・中立的な立場から、不正作出の原因等について調査を行う枠組みです。

<注意点>

- 本制度は利用者単位で適用されますので、同一の利用者が異なる金融機関で発生させたでんさいについて、6 か月以内に通算 2 回の支払不能が発生した場合においても取引停止処分が適用されます。
- 同一の利用者において、同日の支払期日である複数のでんさいが支払不能となった場合は、支払不能回数は 1 回としてカウントされます。
- 本制度は、手形における取引停止処分制度とは異なる制度となりますので、手形不渡とは通算されません